

検疫措置の強化

昨27日夕刻、チュニジア首相府は、入国者に対する検疫措置について、次のとおり強化策を発表しました。これにより、オレンジに分類される国からの入国の際、これまで免除されていた12歳以下の子供にもPCR検査の陰性証明が求められます（オレンジ国からの入国者全員にPCR検査の陰性証明が求められると理解してください）。また、陰性証明を持参しない場合、最低3日間の指定ホテルでの強制隔離が適用となります。

1 レッド国（感染危険度高）

12歳未満の子供を含む家族全員に強制隔離措置を適用（※当館注：これまで12歳未満の子供は片方の親と共に自主隔離可能であった）。

2 オレンジ国（中）

陰性証明を持参しない場合、12歳以下の子供を含む家族（※入国者）全員に、保健省によるPCR検査で陰性が判明する日（最低でも3日間）まで（※指定ホテルにおいて）強制隔離（経費自己負担）、その後、自主隔離を適用。

※隔離（強制＋自主）期間は原則合計14日間。ただし、6日目に（2回目の）PCR検査を受け、陰性であれば、隔離期間を1週間に短縮可。

※出発地空港チェックイン・カウンターで、PCR検査の陰性証明を提示できない場合、指定ホテルの3日間以上の予約票を提示する。

指定ホテル・リストは、国外のチュニジア大使館 Facebook 等で確認願います。

これら入国に際しての措置は、新型コロナウイルスの感染状況により、急遽変更される可能性がありますので、引き続き最新の情報にご注意下さい。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年7月28日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417